

## 東村山都市計画地区計画の変更（東久留米市決定）

都市計画東久留米駅東口地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	東久留米駅東口地区 地区計画	
位 置	東久留米市大門町一丁目、新川町一丁目及び東本町各地内	
面 積	約 7.6 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目 標	本地区は、駅周辺地区としてふさわしい土地の合理的な高度利用を促進し、活力ある良好な中心市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方 針	駅前地区は、市の玄関口としてふさわしい商業・業務系施設を中心に土地の高度利用を促進し、周辺地区については、商業・業務系施設と都市型住宅の複合した活力ある中心市街地の形成を誘導する。
	地区施設の整備の方針	建築物の壁面後退により歩行空間、都市環境空間を確保するとともに駅へのアクセス道路の整備を推進し、歩行者ネットワーク機能の向上を図る。
	建築物等の整備の方針	商業・業務施設を中心とした健全で快適な市街地形成を図るため、地区の特性に応じた建築物の用途の制限、建築物の高さの最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限を行う。

地 区 整 備 計 画	位 置	東久留米市新川町一丁目及び東本町各地内				
	面 積	約 1.9 ha				
	地区の細区分	駅前商業・業務地区				
	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路	6 m	約 60 m	拡幅及び一部新設
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 倉庫業を営む倉庫。 (2) 工場（自家販売食品製造業を除く）。 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第6項第一号、第三号及び第四号に掲げる用途に供する建築物。 (4) 都市計画道路東3・4・20号線に面する建築物の1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用途に供する建築物。			
		建築物の敷地面積の最低限度	150 m <sup>2</sup>			
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路（東3・4・20号線）の境界線までの距離は1.0m以上とする。			
		建築物の高さの最低限度	建築物の高さは、地盤面から9m以上とする。			
	形態若しくは意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、刺激的な原色を避け落ち着きのある色彩を基調とする。				

都知事承認事項

備考 「区域及び壁面線の位置の制限は計画図表示のとおり。」  
理由 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。

# 東口地区地区計画(東久留米市決定)

